

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第80号）

答申日：平成29年8月3日（平成29年度（行情）答申第171号）

事件名：特定課が窓口対応することなく補正依頼文書を作成した理由が記載されている文書（平成27年度）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定課が窓口対応することなく補正依頼文書を作成した理由が記載されている文書（平成27年度）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月13日付け27受文科初第2871号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、特定課が窓口対応することなく補正依頼文書を作成した理由が記載されている文書（平成27年度）（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示としたところ、異議申立人から、原処分の取消しを求める旨の異議申立てがされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書は法令上作成が義務づけられているものではなく、また念のため確認したが本件対象文書は存在しない。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、本件対象文書は不存在のため、原処分をしたところであり、異議申立人の請求に理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月10日 審議
- ④ 同年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有に係る詳細な説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおりである。

ア 特定年月日に、異議申立人から開示請求があった際、異議申立人の請求内容から、異議申立人に確認するまでもなく、補正を文書で依頼することにより、当該開示請求に係る行政文書の特定が可能であると判断できたことから、特定課において開示請求の対象文書を特定するための補正依頼文書を異議申立人に確認することなく作成した。

イ しかしながら、このような個々の諸務について、当該対応を採った理由を記録しておくべき法令上の義務及び慣例はなかったため、本件対象文書は作成しなかった。

(2) 本件対象文書を作成すべき義務等はなく、存在しないとする上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司